

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第44号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第3 議案第45号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第46号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第47号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第48号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第49号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第50号 北方町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第51号 北方町家族介護慰労金支給条例制定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第52号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて  
(各常任委員長報告)
- 第11 議案第53号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第54号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第55号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

---

出席議員（9名）

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖

7番 鈴木浩之  
10番 井野勝巳

8番 安藤浩孝

---

欠席議員 (なし)

---

欠員 (9番)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	参事兼総務課長	奥村英人
防災安全課長	臼井誠	税務課長	木野村英俊
教育次長	有里弘幸	教育課長	河合美佐子
住民保険課長	安藤ひとみ	参事兼福祉健康課長	林賢二
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課 技術調整監	桜井孝昭
都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤	会計室長	横田紀彦

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福田宇多子	議会書記	牧野拓也
議会書記	後藤祐斗		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬を迎えまして、ことしももうあと余すところ十数日ということになっておりまして、時間に追われる日々というのが今続いておるところでございますが、昨日は、寒風吹く中、交通安全の県民運動、街頭立哨というものが行われたわけですが、私も久しぶりにあいった街頭に立たせて、交通をちょっと見せていただいたんですが、特に信号が変わるときに交差点にかなりのスピードで入ってくるということで、黄色から赤に変わる寸前でありまして、歩行者もまだ通ってみえるというようなこともありまして、大変ひやっとするというようなところもちょっと見せていただいたわけですが、自分の運転を顧みて、改めてこういった交通ルールをしっかりと守って、安全運転に努めていきたいというふうに確認した日ということになりました。

それでは、ただいまから平成30年第5回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び5番 安藤哲雄君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第44号から日程第9 議案第51号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第44号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第9、議案第51号 北方町家族介護慰労金支給条例制定についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月12日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第45号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

学校教育法104条第4項第2号に規定する大学についての質疑があり、独立行政法人大学改革支援学位授与機構が認定している防衛大学校、防衛医科大学校、国立看護大学校などである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国の人事院勧告を受けて改正するものだが、町の財政状況などに関係なく、今後も同様に改正するののかとの質疑がありました。町では、民間企業の給与実態を把握することができないため、これまでも国の人事院勧告により改正してきており、今後も同様に実施していく。また、町の財政については、今後控える学園構想、公共施設の長寿命化等により、一時的に実質公債費比率が悪化することが想定されますが、危機的な数値までは至らない見込みである。また、その時点で必要に応じて報酬を自主的に返納する等の議論をしていただければという旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

職員諸手当の改正も国の人事院勧告に準ずるののかとの質疑があり、給与と同様に、国の人事院勧告により改正する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第44号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第9条第2項及び第12条に関する内容について質疑があり、第9条第2項については、亡失届は代理人による届け出を認めていないため、代理人に関する条項を削除したこと、第12条に関しては、第2項を前2項に訂正したことで重複する内容を省き、文章を整えたことによる改正である旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第4条の改正に関し、業務内容を見直しの意図を問う質疑があり、センターの建設から20年が経過し、既存の業務内容が拡充されたり、根拠法の改正があつたりしたことから、この際、現在の業務内容に合わせて改正するものである旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 北方町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 北方町家族介護慰労金支給条例制定についてであります。

改正後の条例で、受給可能な人の想定、支給要件の設定に関する検討状況、入院に関する基準の是非に関して質疑があり、現在、50人程度の対象者が、改正後は1人程度になる見込みであること、介護保険制度により介護に係る費用の9割が給付されることから、他市町村の状況も踏まえた上で、国の基準に準ずる形で支給要件の見直しを行ったこと、入院基準については、今後、運営していく中で見直すこともあり得る旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、入院基準の緩和について見直しを期待する旨の反対討論と、条例制定から相当の期間が経過し、介護に関する体制が整備されていること、他市町村の状況を見ても今回の改正が妥当であること、職員の事務負担軽減の観点からも必要な改正である旨の賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第44号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す

る条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号 北方町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 北方町家族介護慰労金支給条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 先ほどの委員長報告で、第3条第2項、8日以上入院していないことに対して見直すこともあるという報告のように聞いたんですが、今入院をしている人は、これは認められないということですから、どういう協議があったか。

○議長（安藤浩孝君） 松野議員。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 今のお答えについて、第3条の慰労金の中で、基準日前6カ月の間に8日以上入院していないことについての質問がありました。

それについては、今後の状態を見ながら、また妥当であるかどうかのことは検討をするという御回答は、お答えしたとおりでございます。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） もう一点。

見直すことは様子を見てから変えるのかなあとと思いますけれども、これは今、高齢化が進む以上、この8日というのは非常に厳しかったなあと感じております。

それと、この第1項でも、1年間に介護保険のサービスを利用していないこと条件ですけれども、今、本当に高齢化時代になって、この条例が定まると非常に厳しい制定になるんじゃないかなあと感じておったんですが、委員会では、このあたりを協議されましたか。

○議長（安藤浩孝君） 松野議員。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 今言われた指摘については、質疑はありましたが、一応、今お答えした中での今後の状況を見て妥当であることについての検討はするというので、そう

いう返答でした。

○10番（井野勝巳君） わかりました。

○議長（安藤浩孝君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） この家族介護の慰労金条例に関しましてですけれども、今後2020年以降、ベビーブームの世代が大量に75歳を迎えることとなります。後期高齢者の数というのは、数年の間に1,000万人ぐらいふえるであろうというふうに言われています。現在の介護のいろんな状況を考えますと、介護難民が大量に出るのではないかとというふうな御意見をよくあちこちで伺っております。

今、厚労省は、増加する医療費を抑制するために病院のベッド数を減らすなど、医療費の抑制に取り組んでおりまして、現在、平均の入院日数はおよそ16日だと、そのように言われています。特に、高齢の方がよくかかる肺炎などというのは、大体10日から19日ぐらいの入院が一番多いというふうに言われています。ここで述べられています8日以上入院していないというような条件をつけますと、もともと介護保険の認定を受けていながら介護サービスを受けていない方というふうにして限定された方を対象にして、さらにその上に入院日数、あるいは第2条でも、同居、あるいは同一世帯に属する、世帯と同居と2つの条件をつけたりとしていますので、非常に厳しい条件になっています。

私は、とりわけこの医療、入院の問題について、介護難民は医療と介護のはざまに生じるというふう言われておりますので、ぜひこの項目については、このような形で決定されるのは遺憾に思っておりますので、この案に対しては反対いたします。

○議長（安藤浩孝君） あと、ございませんか。

村木議員。

○1番（村木俊文君） それでは、私は提案されましたこの51号、慰労金支給条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

御承知のとおり全国的に、今、超超高齢社会の問題が本当にクローズアップされております。老老介護や介護、それから子育てと同時に担うダブルケアの問題が社会問題化されておるところであります。そのような中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの促進が求められております。北方町においても知恵を絞り、多様な取り組みを進めておられるところでもあります。

さて、この事業は、高齢者を在宅で支える施策として昭和62年度から実施されておりますが、介護保険制度が開始されてから19年がたちました。在宅での介護や医療のサービスも充実し、定着しております。課題である介護者への負担軽減も図られてきているものと考えるところでございます。

また、この制度に関して、他市町村の動向を見ましても、既に制度を廃止したり、支給要件を

強化する見直しを行っておられる市町村も多々見受けられるのが現状でございます。一方で、執行部側から事務事業の見直しや事務のスリム化、人件費の削減なども課題となっておりますが、この慰労金支給事業についても、対象者の中から一人一人正確に実態把握をする必要があり、この事務作業に相当な時間と労力が必要であるとの報告も受けております。

今回の改正では、1年間介護保険を利用していない人を支給対象とすることとされておられ、あわせて慰労金の額も年額3万6,000円から14万円に手厚く増額されております。支給対象者は絞られますが、所期の目的であります自宅で介護を頑張っておられる家族を支援するための必要な制度であります。事務軽減も期待できるという利点もありますので、提案されました議案第51号 北方町家族介護慰労金支給条例制定については、総合的に判断いたしまして、賛成をいたしたいと思います。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立7名〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第52号から日程第13 議案第55号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第10、議案第52号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてから、日程第13、議案第55号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） 御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第52号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第52号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分を御報告申し上げます。

保健センター費に関し、エアコン改修については、基盤交換だけではなく、設備交換についても検討してはどうかとの質疑があり、既存の設備を可能な限り運用していくための基盤交換を行うが、いずれは設備そのものを交換する必要がある旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

出産育児一時金の増額の根拠について質疑があり、過去5年間の平均値と今年度の支払い状況を見て予測した旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第52号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、一般会計補正予算を初めとする提出議案全てにおきまして、慎重審議の上、適切な御決定をいただきました。まことにありがとうございました。

審議の過程や一般質問を通じていただきました御提案や御意見は真摯に受けとめ、今後の予算編成や町政運営に役立ててまいりたいと思っております。

さて、来年度の国の予算は、過去最大3.3%増の101兆円が示され、この21日にも閣議決定がなされるようであります。歳出増加の主な要因は、消費税率の引き上げにより増税対策に2兆円規模の財政出動が施されるようであります。毎年ふえ続ける社会保障費確保のために、基礎的財政収支を優先した緊縮財政を基調とされておるわけであります。

当町におきましても、限られた財政の現実を踏まえて、施設や設備等、インフラの老朽化対策には創意工夫と意識を持って予算編成に当たり、町が目指すつながりをキーワードとしたにぎわ

いと活力のあるまちづくりの実現に向けて、これらからも一層邁進したいと思っております。議員各位におかれましては、御理解いただき、御支援、御協力のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。

ことしも残すところあとわずかとなりました。寒さもまた一段と厳しくなります。くれぐれも御自愛をいただき、新しい気持ちで新年を迎えていただきたいと思います。来る新年が皆様にとっても、北方町にとっても輝く希望の年となりますよう御祈念を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

1年間、まことにありがとうございました。

---

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成30年第5回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時06分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年12月14日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄